

周南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月8日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

周南市後期高齢者医療に関する条例（平成20年周南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p>